

●香川県告示第367号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成20年8月27日から編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成20年8月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町西分字池浦	綾歌郡綾川町西分字権田谷乙84の4の一部、乙84の5の一部、乙85の2の一部、乙96の1の一部、428の2の一部、428の3の一部、430の1の一部、430の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町西分字青井谷364の1、364の3、365、366の1、367、368の1の一部、368の3の一部、369の1の一部、369の2、369の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部
綾歌郡綾川町西分字権田谷	綾歌郡綾川町西分字青井谷368の1の一部、368の3の一部、369の1の一部、369の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町西分字池浦乙319の3の一部
綾歌郡綾川町西分字青井谷	綾歌郡綾川町西分字土井原乙68の2、乙68の3、347の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部並びに字青井谷349の1、350の1、351の2に隣接する字土井原の道路、水路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町西分字青井谷乙80に隣接する字下青井谷の道路である町有地の一部
綾歌郡綾川町西分字土井原	綾歌郡綾川町西分字青井谷350の1の一部、351の2の一部、352の2の一部
綾歌郡綾川町西分字下青井谷	綾歌郡綾川町西分字青井谷乙72の一部、乙73の一部、乙74、乙75の1の一部、乙79の6の一部、乙79の7の一部、乙80の一部、352の1の一部、352の2の一部、353の1、353の2、354の1の一部、354の2の一部、358から360までの各一部、379の一部、380の一部、381の1から381の3まで、382の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町西分字土井原乙68の1の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部